

2016年9月20日  
全国港湾16発第18号

四役・中央執行委員  
各 単組委員長 殿  
地区港湾議長(委員長)



### 全国港湾第9回定期大会の結果にもとづく当面の取り組みに関する指示

全国港湾は、9月14～15日にシーパレス日港福において、執行委員・代議員・オブザーバーを含め273名の参加で、第9回定期大会を開催した。

大会開催に当たり、系谷中央執行委員長は、産別労働組合の役割を重視し、山積する具体的な課題に対し、「行動を以って対峙する決意を固めよう」と強調した。また、戦争法の問題や雇用破壊の労働法制改悪などの国民的課題についても、港湾労働組合らしいたたかひの構築を強調した。

大会は、石渡周二代議員(検数労連)及び豊川哲永代議員(大港労組)を議長団に選出し、15年度経過報告(第一号議案)、16年度運動方針(第二議題)、産別スト権の確立(第三議題)、規約改正(第4議題)、15年度決算と16年度財政(第五議題)及び16年秋年末闘争方針について審議した。討論では、議案を支持する立場、補足する立場からの発言によって、各議案が深められ、全ての議案について満場一致で採択された。

大会は、16年度執行委員会の選出を行い、系谷中央執行委員長はじめ立候補者全員を信任し確認した。最後に、大会は、決議起草委員会(委員長：諸見中執)の提案による別添の通りの大会宣言を採択し、終了した。

以上の通り、第9回大会は代議員各位の積極的な討論によって、16年度のたたかう方針、新年度執行委員(別添)を選出した。

については、第9回定期大会で確認した方針にのっとり、当面の取り組みについて、下記の通り、各単組・地区港湾の積極的な取り組みを指示する。

### 記

#### 1. 16年秋年末闘争の基本課題について

- (1) 第9回大会は、当面する16年秋年末闘争方針の柱、取り組み課題について、下記の通り確認した。については、各単組・地区港湾は、この基本方針にそって、当面の取り組み課題と組織対応方針を確立すること。
- (2) 16秋年末闘争の柱
  - ① 雇用と職域の確保、安心・安全の港湾労働をめざし、港湾政策・港湾労働政策に、港湾労働を明確に位置づけさせ、規制緩和・民営化・ユーザーの利便性にのみ立脚した政策の転換を求める運動に取り組む。

- ② 二者＝二者協議体制を軸にした労使関係の強化・発展を図る。
- ③ 戦争法の廃止、労働法制改悪反対など、国民的課題について、多くの国民・労働組合と一致点で共同しながら取り組む。なお、定期大会で代議員より提案の有った「平和を守る決議」については、中央執行委員会において常任中執に一任となり、成案出来次第、各単組・地区港湾に「大会特別決議」として配布するので、組織内外に発表し活用することとする。
- ④ これらの取り組みを推進する、強固な産別運動、職場・地域・中央が一体となった運動に取り組む中で、産別組織の強化を図る。

## 2. 16年秋年末統一行動について

### (1) 中央行動について

- ① 2016年11月17日(木)～18日(金)を中央行動として設定し、行政交渉を軸に取り組む。したがって、各単組・地区港湾は、日程を確保すると同時に、動員などの取り組みを行うこと。詳細については、別途指示する。
- ② 具体的な要求の中味は、認可料金制度復活、通過貨物対策、石綿救済対策、非指定港の指定港化、安全問題、適正料金の支払いについて、厳しいとされる船社(外船の場合は日本支社など)をターゲットとした申し入れ行動を準備する。
- ③ 行政申入れについては、可及的速やかに原案作成に着手し、原案段階で各地区港湾に配布し、地区行動に生かせるよう準備するので、各単組・地区港湾において活用されたい。

### (2) 地区統一行動

- ① 各地区港湾は、2016年10月17日(月)～11月4日(金)を地区統一行動ゾーンとして設定し、中央行動と連動した諸課題に地区独自の創意工夫をもって取り組むこと。
- ② 地区港運協会との関係での取り組みの具体的な統一課題は次の通りとする。
  - イ、地区団交権の確立並びに、事前協議制度の強化・徹底
  - ロ、14春闘協定・15春闘協定にもとづく、週休二日制・時間外分母の削減・定年延長などの諸課題の前進に向けた対応
  - ハ、産別協定順守など
- ③ 関係行政や港湾管理者、民間港湾運営会社に対する統一的な課題は次の通りとする。
  - イ、産別協定順守
  - ロ、民間港湾運営会社との協議の場の設置
  - ハ、その他地区独自の課題の促進
- ④ 各単組は、各地区港湾の取り組みが成功するよう、必要な縦指示に取り組むこと。また、春闘協定に基づく週休二日制・時間外分母の削減・定年延長などの諸課題の前進に向けて、単組としての取り組みを強化すること。

## 3. 組織強化、及び教宣活動の充実・強化について

- (1) 年次方針に沿って、教宣活動の充実を図るため、秋年末行動にあたっては、料金問題や港湾政策などの政策課題、憲法や労働法制など国民的課題、国際活動の3分野でポスター、リーフレット、号外ビラの発行を行い職場からの運動を支える一助とすることとしており、準備出来次第、各地区港湾・各単組に配布するので活用のこと。

- (2) ITF方針の柱である「組織化」を重視し、未組織職場や未組織港湾をPOC(便宜港湾)と位置づけ、地区港湾と共同して取り組むこととする。したがって、単組や地区港湾における組織化のための活動に対する中央執行委員のオルグ派遣の要請などがある場合は書記局まで連絡のこと。

#### 4. 国際連帯活動について

##### (1) FOC・POCキャンペーンなどITF活動について

- ① 昨年度に続き、ITF東京事務所と当該地区と連携して、港湾独自のFOCキャンペーン活動(学習と訪船・査察活動)に取り組むこととする。したがって、方針通り、16年11月に関門港、12月に東北地区の港湾において実施できるよう、関係地区港湾は取り組むこと。
- ② なお、この取り組みは、次代を担う「国際活動家」の養成をも念頭に置いた取り組みとし、可能な限り「若手」の参加に配慮した取り組みとすること。
- ③ 取り組みの具体化にあたっては、全国港湾インスペクター、書記局、及びITF東京事務所と調整しつつ進めること。

##### (2) 国際連帯活動について

- ① 第14回東アジア港湾労働者会議(日程は調整中)、及び、ITFアジア太平洋地域総会(11月28～30日)の成功に向けて、全国港湾の役割を果たせるよう取り組むこととし、傘下代議員、動員等については、別途指示するので、各単組・地区港湾において準備されたい。
- ② ITF及びILWUから、北米西岸地域におけるグレンターミナルでの協約締結問題について、関係商社(丸紅)への講義の取り組み要請を受けている。ITF東京事務所と日程などを調整し対応するので、単組・地区港湾への動員要請に対応されたい。具体的な取り組みについては別途指示する。

#### 5. 国民的諸課題の取り組みについて

- (1) 憲法改悪反対、労働法制改悪反対など、大会で確認した国民的課題について、取り組みを進める。各々の取り組みについて、具体化し次第、その都度指示するので、積極的な取り組みを行うこと。
- (2) 日航不当解雇撤回闘争については、別途指示する。
- (3) 中央労働委員会労働側委員推薦(団体署名)の取り組みについては、別途指示する。

- <添付> ① 16年度(第9期)中央執行委員名簿  
② 第9回大会宣言